




労基署便り

令和6年度 No.4
大河原労働基準監督署



ひと、くらし、
みらいのために

令和6年1月～6月労働災害発生状況 (新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

| | 大河原署管内 | | | 宮城労働局管内 | | |
|----------------|--------|--------|-----|----------|---------|---------|
| | R5(確定) | R6(速報) | 前年比 | R5(確定) | R6(速報) | 前年比 |
| 製造業 計 | 10 | 16 | 6 | 178 (2) | 174 | -4(-2) |
| 食料品製造業 | 7 | 6 | -1 | 91 | 69 | -22 |
| 機械金属製造業 | 2 | 6 | 4 | 43 (1) | 57 | 14(-1) |
| 建設業 計 | 11 | 9 | -2 | 123 (4) | 124 | 1(-4) |
| 土木工事業 | 6 | 5 | -1 | 36 | 36 | ±0 |
| 建築工事業 | 5 | 3 | -2 | 61 (3) | 60 | -1(-3) |
| その他の建設 | 0 | 1 | 1 | 26 (1) | 28 | 2(-1) |
| 運輸交通業 計 | 3 | 9 | 6 | 156 | 152 (1) | -4(1) |
| 陸上貨物運送業 | 1 | 9 | 8 | 132 | 146 (1) | 14(1) |
| 商業 | 15 | 10 | -5 | 198 (1) | 171 | -27(-1) |
| 社会福祉施設 | 4 | 4 | ±0 | 93 | 98 | 5 |
| 全産業 | 70 | 61 | -9 | 1051 (7) | 974 (6) | -77(-1) |

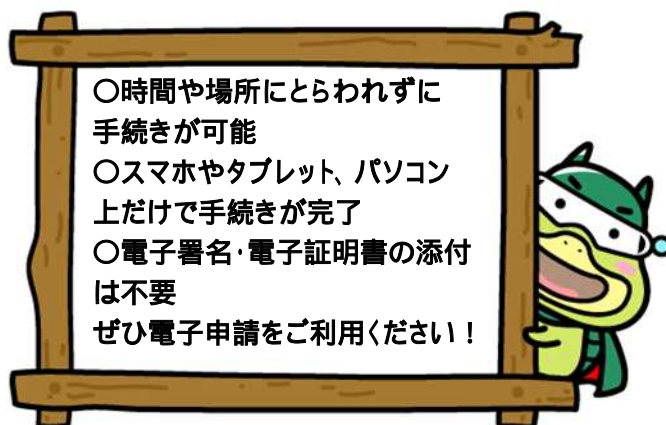
1 休業4日以上死傷労働災害(労働者死傷病報告による)の数値。前年比は死傷者数(人)、()は内数で死亡者数。/ 2 機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送用機械等製造業の合計。/ 3 陸上貨物運送業は道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計。

事業主の皆様へ

労働安全衛生関係の一部の手続の電子申請が義務化されます

令和7年1月1日から以下の手続について、電子申請が原則義務化されます。電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署に来署せずに手続きをすることができます。

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/
産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果
等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 義務化されるもの以外にも...
- 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- 特定元方事業者の事業開始報告
- など多くの届出等が電子申請可能です。



電子申請の詳細はこちらから
ご確認ください。



9月1日~11月30日

「せんなん健康チャレンジウィーク 2024」への参加について

宮城県仙南保健所では、職場等における労働者の健康づくり支援のための環境整備を目的として、大河原労働基準監督署の後援で、「せんなん健康チャレンジウィーク 2024」を令和6年9月1日(日)から11月30日(土)の間実施します。

実施期間内に3つのコースから、取り組むコースを1つ以上選んでチャレンジしてください(コースの詳細は以下のQRコードからご確認ください。)。取組を始める1週間前まで(最終受付日:令和6年10月31日(木)まで)に、保健所HP掲載(以下のQRコードからアクセスをお願いします。)の専用申し込みフォーム又は電子メール・FAXでお申し込みください。なお、事業場、施設、団体等の単位でのお申し込みとなり、実施期間内における任意の1週間以上の期間をそれぞれが決定し、実施することとなります。

チャレンジ期間終了後、実施報告を提出いただいた事業場等には、保健所長及び労働基準監督署長からの達成証を交付させていただきます
問い合わせ先:宮城県仙南保健所 成人・高齢班 TEL:0224-53-3120

たくさんのお申し込みを
お待ちしております!



5月1日~9月30日

「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施中 熱中症防止対策の徹底を! 再度のお願いになります

7月に入り、宮城県内においても30度を大幅に超える最高気温が連日のように観測されるようになりました。夏本番を迎え、今後ますます熱中症のリスクが高まりますので、事業者の皆様におかれましては職場における熱中症防止対策に万全を期していただきたく改めてお願い申し上げます。

熱中症はちょっとした行動、習慣、知識で予防することができます。

以下のリーフレット及びこちらの「職場における熱中症予防情報」をぜひご活用ください。



STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約800人が4日以上仕事を休んでいます。

実施期間(4月)にすべきこと

- 労働衛生管理体制の確立
- 暑さ指数の把握の事業
- 作業計画の策定
- 設備対策の検討
- 作業環境の改善の検討
- 服装の検討
- 暑気時の対応の事前確認
- 暑気研究の実施



熱中症を防ごう!

暑さに慣れる▶早く汗が出る▶体温上昇STOP
予防には「暑熱順化」スイッチ ON

暑熱順化(4月)にすべきこと

暑熱順化(4月)にすべきこと

暑熱順化(4月)にすべきこと



自分でできる7つのこと

- 熱中症を正しく知ろう
- 涼しい服装を着よう
- 暑熱順化
- 水分をこまめに補給
- 休憩をこまめに取る
- 体調管理
- 暑熱順化



発行：大河原労働基準監督署 (TEL: 0224-53-2154) 柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。労働時間制度等のご相談については「労働時間相談・支援班」がご希望に応じて個別訪問で対応いたします。労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。